

不当な目的による破産手続開始の申立て (仙台高裁令和2年10月13日決定を参考として)

和田祐以子

Yuiko Wada

PROFILEはこちら

1 仙台高裁令和2年10月13日決定のご紹介(破産手続開始申立てが不当な目的によるものとして棄却された事例)

(1) 当事者・本件抗告

相手方Y(債務者)は平成23年11月頃から勤務医師として働いており、抗告人Xは令和元年9月26日にYと離婚した元妻です。Yは、令和2年2月に支払を停止し、令和2年6月2日に本件の破産手続開始の申立てを行いました。原審(福島地方裁判所相馬支部)が、令和2年7月27日、Yについて破産手続を開始する旨の決定(原決定)をしたのに対し、Xは、原決定を不服として、原決定の取消し及びYの破産手続開始の申立ての棄却を求めて即時抗告(本件抗告)しました。

Xは、離婚に伴う財産分与として、現住所のマンションの所有権をYから譲り受けたところ、同マンションには住宅ローンの抵当権が設定されており、財産分与後もYが債務者として同ローンの支払を継続することが離婚協議書により合意されていました。もっとも、Yが破産すると、マンションに設定された抵当権が実行され、XはYに対し、上記合意の債務不履行に基づく損害賠償請求権(破産債権)を有することとなります。

Xは、抗告理由として、Yによる破産手続開始の申立てが、債務の免責を得るためのみにする破産申立てであって不当な目的でなされた不誠実な申立て(破産法30条1項2号)であると主張しました。

(2) 決定の要旨

仙台高裁は、Yの破産手続開始申立てについて、財産分与したマンションの住宅ローン債務の支払を続ける約束をしたX

との離婚協議書に基づく義務を免れるため、意図的に住宅ローンの支払を停止して破産することにより債権者に抵当権を実行させ、これにより抗告人に対して負うことになる住宅ローン支払義務の債務不履行による損害賠償債務を破産債権として、その債務の免責を得ようという不当な目的でなされたものと認められるとして、破産法30条1項2号に該当することを理由に破産手続開始の申立てを棄却すべきと判断しました。

(3) Yの収支状況

Yは、破産申立時の月額手取収入が65万円であり、その他に年2回手取合計80万円の賞与が支給されていました。

他方で、Yの支払状況は、以下のとおりでした。

- ① 元々妻Aとの間の合意に基づく慰謝料毎月20万円、養育費毎月15万円の送金義務(YはXと婚姻する以前、Aと婚姻し、離婚している。)
- ② Xに財産分与したマンションにつき、住宅ローン毎月約6万8000円(2月及び8月は約17万6000円)の返済義務(残債務額約3800万円)
- ③ Yの勤務先に対する借入金につき、毎月6万円の返済義務(残債務額194万円)
- ④ 第三者Bに対する不貞行為の慰謝料として、残債務額50万円の支払義務
- ⑤ 法律事務所に対する月額4万4000円の返済義務(残額22万円)
- ⑥ カードローン借入れにつき、月額1万円の返済義務(残高49万3398円)

- ⑦ クレジットカードの未払いにつき、残高23万5900円の返済義務

(4) 支払停止の必要性

仙台高裁は、Yについて、令和2年に支払停止した時点で、月額手取収入が65万円である一方、食費・水道光熱費等の経常経費が月額約16万5000円であるとして、月額48万5000円の余裕資金があり、その他年間80万円のボーナスがあるとして債務返済に充てられる年間の余裕資金は少なくとも660万円あったと認定しました。他方で、日常経費の支払に充てられるクレジットカードの支払と法律事務所への一時的な支払、支払条件の調整が可能と考えられる不貞慰謝料や勤務先への債務返済を除けば、Yが支払うべき債務は、Aに対する慰謝料・養育費合計420万円、住宅ローン約200万円(令和元年6月までの1年間の支払額は173万7059円)程度であり、カードローン12万円を合わせても、年間632万円であるとしてきました。このような状況からすると、Yは、令和2年2月に支払を停止した時点において安定した収入を有する一方、元々妻であるAへの慰謝料・養育費として月額35万円を支払うほか、Bへの不貞慰謝料50万円の支払義務などを負うなどしているものの、このような債務の支払について支払条件を調整するなどすれば(Aへの支払はそもそもYの収入を基礎として支払条件が定められていたものと推認されるから、慰謝料や養育費の支払を一時減額するなどの交渉をし、期限の利益を失いかねない住宅ローン等金融機関への返済資金を確保することが不可能であったとは考えられないと認定しました。)、支払を停止するまでの必要はなかったとしました。

(5) 不当な目的による申立てに当たるかについて

Yは、上記のとおり支払停止の時点で支払不能の状態になかったと思われるところ、Aへの債務は養育費については収入の減少により減額の申入れをすることが可能であるし、慰謝料についても弁済方法について協議の申入れをすることが

容易にできたはずであり、勤務先からの借入金やBに対する慰謝料支払債務も同様である一方、Yが医師として安定した多額の収入を得ていたことからすると、弁済の方法に関する協議を行うことにより容易に破産を回避することができたはずであるとして、Yが支払を停止して破産の申立てをしたのは、債務を不当に免れるなどの不正な意図があると考えられるため、Yによる破産手続開始申立ては、不当な目的による破産手続開始申立てであったと認定しました。

2 破産法30条1項2号について

破産法30条1項は、「裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。」と規定し、破産手続開始の要件として、「破産手続開始の原因となる事実があると認められる」ことに加え、1号及び2号の破産障害事由(「破産手続費用の予納がないとき」、及び「不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき」)の不存在を定めています。旧法下において、解釈論として「破産手続開始の申立てが権利濫用と認められる場合には、破産手続の利用を認めるべきではなく、それだけの理由で当該申立てを却下ないし棄却すべき」という議論が異論のない状況にあったところであり、破産法30条1項2号は、平成16年改正により、解釈上異論のないものが破産障害事由の1つとなることを規定上明確にしたものとされています。また、本号は、民事再生法25条4号及び会社更生法41条1項4号と共通した内容の規定となっているところ、平成11年公布、平成12年施行による民事再生法によりこの規定が新設され、その後、会社更生法、破産法と、民事再生法に従い順次同内容の規定が置かれたという経緯があります。

3 旧会社更生法及び民事再生法における議論

2で述べた経緯があることから、本号の解釈に当たっては、

旧法下における議論や民事再生法における解釈が参考になるため、以下概説します。

旧会社更生法38条7号(現41条1項4号)の解釈として、①申立てが更正以外の目的でされた場合、②更生手続を欲せず、専ら更生手続開始の申立てに基づく効果を目的とする場合、③手続開始決定に伴う効果のみが目的で、申立人においてその後更生手続を進める意思がない場合等について、申立てが不誠実にされた場合に該当すると論じられてきました。また、民事再生法25条4号の解釈として、①債務者への嫌がらせや自らの債権回収を有利に進める等の目的で手続取下げを交渉材料に利用する債権者による申立てが行われた場合、②債務者が本心では手続開始を望まず、専ら手続開始の申立てに基づく効果(他の手続の停止や保全処分)を目的としてその間に資産隠しをする等、いわゆる時間稼ぎを目的とする場合、③申立て後の手続を進める意思がなく一時しのぎの目的を達した後に申立ての取下げを企図するような場合等が、不誠実な申立てに当たるという議論がなされていました。

4 旧破産法における議論

旧破産法においては、①債務名義をもたない債権者が債務者を威嚇して自己の債権を優先的に取り立てるためにする申立て、②申立人が期日に出頭しなかったり、申立後に所在不明となったりした場合の申立て、③真に破産手続の開始を求める意思や、手続を進める意思がないのに、一時的な時間稼ぎ等の他の目的をもって破産手続開始の申立てをする場合等が、不誠実な申立ての典型例とされていました。

5 破産法30条1項2号に係る議論

3及び4で述べた議論を踏まえ、現在では、破産法30条1項2号の解釈について、破産手続開始の申立てが破産手続以外の目的でされた場合や、破産手続開始を欲しないで専ら破産手続開始の申立てに基づく効果を目的とする場合が、本号に該当するものと考えられています。このうち、後者の類型につい

ては、保全処分発令後の破産手続開始の申立ての取下げが制限されることとなる(29条後段)とともに、破産手続開始の申立てから開始決定までの期間が実務的に短くなっていることから、当該類型による濫用的な利用はしにくくなり、実益がなくなったものとされています。また、前者の類型についても、申立人の申立ての目的が、破産手続が本来予定している破産的清算以外のものがあつたからといって、直ちに濫用的なものになるというわけではなく、客観的事実からその申立ての目的が破産手続の制度趣旨や基本的な目的との関係で逸脱の程度が濫用的なものとして評価できるか否かという事実認定に拠ることとなります。

6 検討

本事例において、Yは、支払停止時において、月額約55万円及び(一括支払義務があつたと思われる不貞慰謝料)50万円の返済・支払義務を負っていたところ、月額約55万円の返済の内訳を見るに、住宅ローン及び各借入先に対する返済として月々約20万円の返済義務を負っており、これに加え、Aに対する慰謝料・養育費として毎月35万円の支払義務を負っていました。返済・支払義務のあつた債務合計額からすれば、Yの月額収入額を超えているように見えますが、仙台高裁は、慰謝料・養育費について、一時減額を依頼する等、支払条件の調整を行うことができたことを理由として、Yの支払不能状態を認めず、債権者との協議を行わずして行った破産手続開始申立てにつき、不当な目的により申立てがなされたものと認定しています。

本事例は、上記5に挙げた類型にダイレクトに該当するものではないように見えますが、破産申立てに至るまでに債権者の不利益を抑える他の手段をとることなく、収入と約定返済額の形式的なアンバランスのみを理由として破産手続開始の申立てを行ったという事情を踏まえ、申立ての目的が破産手続の制度趣旨や基本的な目的との関係で逸脱の程度が濫用的であると認められたものと考えられます。ただし、本事例は、

一見すると、裁判所が破産申立人に対し、破産手続開始申立て以外の選択肢による解決の努力義務を課しているかのように見えますが、実際には、YがXに対する支払を不当に免れようとしたという本事例の個別・特殊な事情が重視されている点には留意する必要があるものと思います。

また、上記とは別に、本事例が認定した上記の事情を踏まえれば、そもそも本事例で破産障害事由を判断すべきであったか否かは、議論があり得るところと思います。上記2のとおり、破産法30条1項は「破産手続開始の原因となる事実があると認めるとき、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破

産手続開始の決定をする。」と規定しているところ、本事例では、上記のとおり、支払不能状態にはないという事実認定がされているように思われ、そうであれば、破産障害事由の存否を判断するまでもなく、そもそも破産原因(破産手続開始の原因となる事実)が認められないという理由で、破産手続開始申立てを棄却すべきであったという考え方もあり得るように思います。このように、本事例は、破産障害事由の有無について詳細に判断がされた点で破産申立実務において参考になるとともに、破産法30条1項の判断枠組みという理論面でも注目されることから、この度ご紹介いたしました。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】